

日貨協連 **新**貨物補償制度

(運送業者貨物賠償責任保険)

万一の貨物事故に備えて



**各種の保険料割引
各種損害および費用も補償**

日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)

特徴
1

貨物損害の補償

貨物の運送にかかわる
損害賠償のリスクをカバー!



詳しくはP2~P3へ

特徴
2

各種費用・損害の補償

費用損害や第三者賠償責任等も
ワンパッケージで補償!



詳しくはP4~P6へ

日貨協連 **新** 貨物補償制度

商品の特徴



トラック事業包括方式

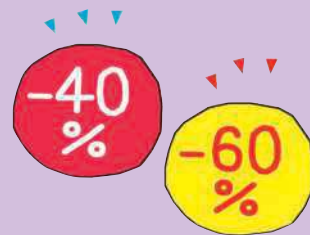
(日貨協連オリジナル)

と車両特定方式の2種類をご用意!

特徴
3

簡便な契約方式

詳しくはP7~P8へ



規模や輸送品質、損害率に応じた
各種の保険料割引をご用意!

特徴
4

各種の保険料割引

詳しくはP9へ

貨物の運送にかかわる 損害賠償のリスクをカバーします!

貴社の物流業務のさまざまなシーンに

輸送中



走行中



積込み・荷卸し中



車上仮置中

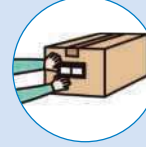
輸送に付随する仮置中



積替え・継搬待ちなどでの一時的な保管中



梱包・開梱作業中



タグ貼り等の流通加工中



解体・据付・組立中 (30日間以内)

貨物の損害

運送を受託した貨物の損害を補償

荷主から預かった大切な貨物に与えてしまった損害に関する賠償責任を、オール・リスク条件を基本条件として補償します。

オール・リスク条件

貴社に責任のある偶然かつ外来的な事故により貨物に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。主な補償対象となる事故は以下のとおりです。



破損・まがり・へこみ



濡れ損・汚損



輸送用具^(注1)の衝突・転覆・沈没・座礁など



盗難・紛失



火災・爆発

※貨物の種類や状況によって補償条件が異なる場合があります。(詳しくはP3をご覧ください。)

支払限度額

<輸送中> 500万円～5,000万円(1事故あたり)の範囲内(500万円刻み)で任意に設定いただけます。
<仮置中> 1事故につき5000万円を限度に実損をお支払いします。

免責金額

1事故につき5万円を控除してお支払いします。
(**トラック事業包括方式**のみ10万円または20万円にも設定可能です)

【注1】「輸送用具」とは、次のものをいいます。

トラック事業包括方式：営業用貨物自動車(カーフェリーを含みます)、航空便、鉄道便、鋼鉄自航船

車両特定方式：保険証券に特定されている営業用貨物自動車(カーフェリーを含みます)

特約1 貨物損害の補償	特約2 各種費用・損害の補償
特約3 簡便な契約方式	特約4 各種の保険料割引

■ 貨物によって異なる補償条件

日貨協連貨物補償制度の補償条件は「オール・リスク条件」が基本ですが、下表のとおり、貨物の種類や状況によっては補償条件が異なります。

・引越荷物、個人家財についても、当該貨物の種類毎に本表の規定に従います。

事故・損害の種類	オール・リスク条件							冷凍・冷蔵・保温・保冷装置の破損や故障の結果生じた温度変化	「特定危険」の結果生じた温度変化	温度設定誤り等による温度変化	液状貨物の誤投入（荷卸し時） （投入先の既存貨物の損害は除く）	液状貨物の誤投入（積み込み時） （投入先の既存貨物の損害は除く）	貨物の積み込み、荷卸しまたは積替えのために使用されたパイプ・ラインからの漏出	輸送用具・収容設備の破損による汚損・漏損・汚染 （液状貨物専用車に積載される場合）
	特定危険		盗難	紛失	破損・曲凹損		濡れ損・汚損							
	火災・爆発	輸送用具※1の事故 （衝突・転覆・沈没・座礁）			積込中／荷卸中	走行中の荷崩れ								
貨物の種類														
1 一般の貨物 （下記2～6以外の貨物）	『オール・リスク条件』で補償します。													
2 生花、植物	定温輸送される場合													
3 家畜、生動物、活魚	死亡に至った場合													
4 海上・航空・鉄道コンテナ自体														
5 野積み中の貨物※2														
6 ばら積み貨物※3														
例：古紙、鉄屑	詳しくは※3をご覧ください。													

※1 輸送用具：詳しくはP2【注1】をご覧ください。

※2 「野積み中」には、貨物が完全に囲われていない建物（除く：トラックターミナルまたは物流センター等の建物）、仮設テント倉庫、建設作業中の建物・構内に置かれている状態を含みます。

※3 「ばら積み貨物」とは、液状・粉状・粒状・気状・泥状・結晶状・塊状・棒状などの形状で、個数によらず重量や容積により取引される貨物で、梱包せず輸送用具にそのまま積載される貨物を言います。（例：重量・容積単位で取引される、古紙・鉄屑など。鉄鋼・木材製品は除きます。）

■ 日貨協連貨物補償制度の対象とならない貨物

次の貨物は補償の対象にはなりません。

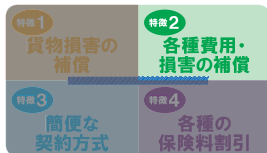
- 1 1梱包あたり10万円を超える貨紙幣・有価証券類や金・銀・白金の地金
- 2 1点あたり50万円を超える貴金属・宝石・美術品・骨董品類
- 3 記念品、書類、写真、設計図等における個人的付加価値を有する部分
- 4 営業用貨物自動車以外の自動車で輸送される貨物

貨物そのものの損害に加えて 費用損害等も補償します!

費用損害等

■ 事故に付随して発生するさまざまな費用等も補償



<p>①</p>  <p>残存物 取片付け 費用</p>	<p>補償対象の事故によって損傷した貨物の処分のために必要な残存物取片付け費用、廃棄費用をお支払いします。 ※土壌・大気・水質汚染の清掃 除去費用については、保険金は支払われません。</p> <p>支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。</p> <p>事故例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急ハンドルによりトラックが横転し、積荷の自動車部品をまき散らし、撤去費用が発生した。(約50万円のお支払い) ・フォークリフトによる荷卸し時に、積荷のドラム缶入り液体化学品を落下させてしまい中身が漏出、清掃費用が発生した。(約30万円のお支払い)
<p>②</p>  <p>積替・継搬 費用</p>	<p>貨物の輸送中に火災、爆発、輸送用具(詳しくはP2【注1】をご覧ください)の衝突など(※)が発生し、輸送用具が自力走行不能となった場合に、貨物を積み替えて輸送するために必要となる荷卸費用、一時的な保管費用、再積込費用、代車費用をお支払いします。 (※)バンク・バッテリー上がりを含みます。</p> <p>支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。</p> <p>事故例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故によりトラックが大破し、代車を手配するための費用が発生した。(約20万円のお支払い) ・バンクによりトラックが自力走行不能になり、代車費用と代車が到着するまでの一時的な保管費用が発生した。(約30万円のお支払い)
<p>③</p>  <p>検査費用</p>	<p>補償対象の事故に遭った貨物が損傷を被ったかどうかを確認するために必要な検査費用、仕分費用、再梱包費用をお支払いします。</p> <p>支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。</p> <p>事故例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し作業中に荷崩れを発見し、検査したところ積荷自体には破損は無かったが、検査費用が発生した。(約70万円のお支払い) ・輸送中に水濡れが発生、濡れているか否かを仕分けるための費用が発生した。(約30万円のお支払い)
<p>④</p>  <p>納入継続 追加費用</p>	<p>事故後、受損貨物の代替品の緊急調達または緊急輸送に要した実費をお支払いします。</p> <p>支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。</p> <p>事故例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラックが追突され、積荷である食料品の代替品を空輸するために航空運賃が発生した。(約20万円のお支払い)



第三者賠償責任もセットになって ワンパッケージでオールインだから安心です!

費用損害等


■ 事故に付随して発生するさまざまな費用等も補償

<p>⑤ 誤配費用</p> 	<p>誤配送、積忘れまたは荷卸し忘れが生じたことにより、貨物を輸送開始時の目的地まで継搬または急送するための費用、または貨物が存在する地(ただし、日本国内に限ります。)から貨物を発送地まで回収するための費用をお支払いします。</p> <p>支払限度額 1事故につき500万円を限度に実費をお支払いします。</p> <p>事故例 ・ラベル貼り誤りのために、本来の目的地とは異なる地に輸送されてしまった積荷を、本来の目的地まで継搬するための費用が発生した。(約10万円のお支払い)</p>
<p>⑥ 遅延による賠償責任の負担</p> 	<p>遅延により荷主に損失が生じた場合の、法律上または標準運送約款並びに特約上の賠償責任を負担することに対して保険金をお支払いします。(※) (※) 荷主への遅延による損害賠償金のお支払いおよびその内容について、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>支払限度額 1事故につき運賃と料金^(注)の合計金額(最大100万が限度)までお支払いします。 (注) 料金荷主に請求している、積込料、取卸料、待機時間料等をいいます。</p> <p>事故例 ・時間通り出発したにも関わらず道を間違えてしまい、配達時刻までに積荷を届けられなかった結果、荷主から賠償請求を受けた。(約20万円のお支払い)</p>

免責金額 これらの費用損害等については、貨物の損害との合算で1事故につき貨物の損害に適用される免責金額と同額を控除してお支払いします。

第三者賠償責任

■ 荷役作業中などに周辺施設を損傷させたり通行人にケガをさせたりした場合についても補償

<p>第三者賠償責任</p> 	<p>補償の対象となる業務の遂行中に、他人の財物を損傷させたり身体に危害を与えたりした場合の、賠償責任を負担することに対して、保険金をお支払いします。</p> <p>支払限度額 1事故につき対人・対物合計で1億円まで補償します。</p> <p>免責金額 1事故につき貨物の損害に適用される免責金額と同額を控除してお支払いします。(貨物の損害・費用損害等とは別に適用します。)</p>
--	--

※自動車事故による賠償責任については、保険金は支払われません。



■ 保険金をお支払いしない主な損害

に該当する事故・損害に対しては、保険金をお支払いしません。

貨物の損害

費用損害

遅延による賠償責任(延着費用)

第三者賠償責任

共通の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 被保険者、契約者およびこれらの者の使用人の故意による損害
2. 地震、噴火、津波、戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫・公権力による処分による損害
3. 地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
4. 法令に定めた運転資格をもたない者または飲酒運転者などによる運転中に生じた損害
5. 「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為などによる損害
6. 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害

貨物の損害

に固有の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 貨物の自然の消耗・性質・欠陥による損害
2. 運送の遅延による損害、違約金・逸失金などの間接損害 (P5記載の「⑥遅延による賠償責任の負担」は除く)
3. 荷造りの不完全、輸送用具 (詳しくはP2【注1】をご覧ください) や輸送方法の不相当による損害
4. 輸送用具 (詳しくはP2【注1】をご覧ください) の不完全被覆による損害
(例) 平ボデートラックの荷台部分に十分な防水シートを掛けずに輸送したことにより発生した雨濡れ損害など
5. 警察で届出が受理されていない盗難・紛失による損害
6. 下請運送人の経済的破綻によって生じた損害
7. 間接費用 (違約金・慰謝料・逸失利益・レンタル料・リース料など)

残存物取片付け費用

に固有の〈保険金をお支払いしない損害〉

1. 土壌 (公道を除きます)、大気、水路、海、川、湖沼からの除去・洗浄・清掃・搬出費用、廃棄費用

遅延による賠償責任(延着費用)

に固有の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 延着発生が予見される運行計画、および発送遅延
2. 正当な理由のない、運送経路の逸脱、または運送の中断・待機
3. 標準運送約款における運送人免責事由 (例: 天災など)

第三者賠償責任

に固有の〈保険金をお支払いしない主な損害〉

1. 被保険者の使用人、下請負人などが業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
2. 自動車事故による賠償責任
3. 損害賠償に関して他人との間に結んだ特約により加重された賠償責任
4. 液体の注出入作業の誤作業による損害にかかわる賠償責任
5. 油濁損害によって生じた賠償責任
6. 業務を完了または放棄した後に、その業務の結果によって生じた賠償責任
7. 被保険者の占有を離れ、作業場外にある財物によって生じた賠償責任



2つの契約方式から貴社に マッチするものをお選びいただけます。



すべての受託貨物を補償—トラック事業の売上高に基づいて保険料を算出

トラック事業包括方式

- ★ 前期のトラック事業の売上高に基づいて、1年間の保険料を確定します。(決算書のご提出は不要です。)
- ★ 車両番号の特定や増車・減車・車両入替のお手続きは必要ありません。
- ★ 支払限度額は一律で設定します。★「貨物を引取ってから引渡すまで」の間を補償します。
- ★ 最低保険料は年間5万円です。

*申込み時に把握可能な直近会計年度のトラック事業の売上高をお申込書上にご記入ください。
*必要に応じて、ご契約時に申告いただいたトラック事業の売上高の信憑書類をご提出いただく場合があります。
*特定の荷主や一部の貨物を除いて契約することはできません。

年払保険料 (1円単位は四捨五入します。) = **前年度トラック事業売上高** × **年率** (年払契約用)

月払保険料 (1円単位は四捨五入します。) = **前年度トラック事業売上高** × **年率** (月払契約用) ÷ 12

12分割する前に一旦ここで1円の位を四捨五入して10円単位とします

免責金額が5万円の場合(※)

■売上高100円に対する保険料(年率)

支払限度額	500万円	1000万円	1500万円	2000万円	2500万円	3000万円	3500万円	4000万円	4500万円	5000万円
年払契約	10.8銭	12.3銭	14.6銭	16.8銭	18.9銭	21.0銭	22.8銭	24.4銭	26.2銭	27.5銭
月払契約	11.9銭	13.6銭	16.0銭	18.5銭	20.8銭	23.0銭	25.1銭	26.9銭	28.8銭	30.3銭

(※) 10万円または20万円にも設定可能です。ご希望の場合にはご相談ください。

・規模に応じて「大口割引」が適用されます。 ・ご申告内容に応じて「輸送品質向上との連動割引」が適用されます。 ・年払契約、月払契約とも可能です。

1台1台、よく考えてご契約したい方に

車両特定方式

- ★ 車両番号を特定し、車両毎に支払限度額を設定します。
- ★ 車両の増減や入替がある場合、事前に届け出が必要です。
- ★ 「貨物を引取ってから引渡すまで」の間を補償します。

(ご契約対象車両で輸送することが確定している場合に限り、ご契約対象車両による輸送中に加え、輸送に付随する仮置中も補償します。)

*5台以上からご契約可能です。
*けん引輸送中の事故は、けん引車・被けん引車の双方ともご契約されている場合に補償対象となります。その場合の支払限度額は、けん引車の支払限度額と被けん引車の支払限度額の平均額を適用します。

月払保険料 = **契約する車両の台数** × **1台あたり保険料** (月額)

車両により支払限度額を変える場合は、それぞれの支払限度額ごとに該当する1台あたり保険料で計算し、合計します。

免責金額は一律5万円。

■1台あたり保険料(月額)

支払限度額	500万円	1000万円	1500万円	2000万円	2500万円	3000万円	3500万円	4000万円	4500万円	5000万円
保険料(月払)	1,770円	2,020円	2,400円	2,760円	3,100円	3,430円	3,740円	4,010円	4,270円	4,520円

・20台以上(契約時)の場合は「大口割引」が適用されます。 ・ご申告内容に応じて「輸送品質向上との連動割引」が適用されます。
・保険料の払込方法は月払のみです。 ・けん引車/被けん引車の1台あたり保険料は、上記保険料表の半額※です。(※1円の位を四捨五入して10円単位とします。)

● 2つの契約方式の違い

トラック事業包括方式

車両特定方式

(1) 保険の対象となる貨物	お客さまが運送を受託した 全て の貨物		お客さまが運送を受託した貨物のうち、ナンバープレートの番号で特定してこの保険契約に登録した車両で輸送される貨物 注)3ページに記載の「日貨協運貨物補償制度の対象とならない貨物」を除きます。
(2) 備車・下請による輸送の補償	補償対象		備車や下請車両を特定車両とすることにより、補償対象
	注)お客さまに保険金をお支払いした後、保険会社から下請会社に対して代位求償を行う場合があります。		
(3) 契約期間中に車両の変更が生じた場合(増減車・車両入替)のお手続き	お手続きは 不要		都度お手続きが必要 (所定の書式を FAX で送信いただきます)
	(4) 支払限度額	輸送中	全ての受託貨物について 一律 で設定
仮置中		一律5,000万円	
(5) 輸送に付随する仮置中の補償	お客さまが運送を受託した貨物の輸送に付随する仮置き中は、積載車両を問わず補償対象		登録車両による輸送に付随する仮置中のみが補償対象
	輸送に付随するか否かは、「仮置場所からの仕向地とその輸送時期が決まっているかどうか」から判断します。「車両特定方式」の場合は、仮置場所への搬入または仮置場所からの搬出いずれかが登録車両によって行われることが前提となります。		
(6) 保険料算出の基礎	お客さまのトラック事業の年間売上高(備車・下請による売上高も含みます)		登録車両ごとに算出



規模や輸送品質、損害率に応じた各種割引を適用可能です。



● 割引体系

輸送品質向上との連動割引

①『Gマーク』割引

『Gマーク』を取得している事業所(安全性優良事業所)を有する場合に割引を適用します。

②『事業用トラックドライバー研修テキスト』割引

安全輸送のために、日本貨物運送協同組合連合会が販売する『事業用トラックドライバー研修テキスト』を保有^(※)している場合に割引を適用します。
(※)日貨協連から直接購入しているか、連合会や組合等を經由しているかを問いません。

③『業務用血圧計』割引

安全輸送のために、日本貨物運送協同組合連合会が販売する『業務用血圧計』を購入している場合に割引を適用します。

最大
約▲65%割引!

大口割引

規模に応じて大口割引を適用します。(最大▲50%割引)

● 年間保険料イメージ (トラック事業包括方式)

支払限度額1,000万円の場合

(免責金額5万円、年払、輸送品質向上との連動割引①～③を全て適用、損害率による保険料調整無し)

トラック事業売上高	年間保険料
1億円 (大口割引適用なし)	105,000円
5億円 (大口割引▲5%を適用)	490,000円
10億円 (大口割引▲20%を適用)	800,000円
20億円 (大口割引▲50%を適用)	860,000円

損害率による
更改保険料の調整

貴社ご契約の一定期間の損害率(=保険金÷保険料)によっては、保険料が割引・割増となる場合があります。詳しくは、ご契約後にお届けする『ご契約のしおり』をご覧ください。

日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連) 行
 FAX: 03-3355-2037

日貨協連 新貨物補償制度 お見積り依頼書

※既に他の貨物保険にご加入済みで、保険証券のコピーをご提出いただける方(以下★印のみを記載ください)

★ご担当者名 (または代表者名)	
★電話番号	(お電話が繋がりがりやすい時間帯等ございましたら合わせて教えていただけますと幸いです)
★FAX番号	
★所属組合名	
★該当項目にチェックください (割引が適用されます)	<input type="checkbox"/> 『Gマーク』認定を受けている事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 日貨協連等で『事業用トラックドライバー研修テキスト』を購入いただいている方 <input type="checkbox"/> 日貨協連で『業務用血圧計』を購入いただいている方

※保険証券のコピーをご提出いただけない方、または現在貨物保険に未加入の方(以下も記載ください)

会社名											
住所 (郵便物送付先)	〒 都 道 府 県										
●「包括で保険をかける」か「特定の車両に保険をかける」かご選択ください。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 包括で保険をかけたい方 ⇒前年度のトラック事業売上高をご記入ください。 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> 千円 </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 特定の車両に保険をかけたい方 ⇒ご希望の車両台数をご記入ください(5台以上から)。 トラック: <input style="width: 40px;" type="text"/> 台、けん引車・被けん引車: <input style="width: 40px;" type="text"/> 台 </div> </div>											
ご希望の支払限度額 (1事故あたり)	<input type="checkbox"/> 500万円 <input type="checkbox"/> 1,000万円 <input type="checkbox"/> 1,500万円 <input type="checkbox"/> 2,000万円 <input type="checkbox"/> 2,500万円 <input type="checkbox"/> 3,000万円 <input type="checkbox"/> 3,500万円 <input type="checkbox"/> 4,000万円 <input type="checkbox"/> 4,500万円 <input type="checkbox"/> 5,000万円 <small>○包括で保険をかけたい方 : 複数チェックいただければ複数のお見積りをご提示します(最大3つまで)。 ○特定の車両に保険をかけたい方: 1台ごとに支払限度額が設定可能です。1台ごとに異なる支払限度額設定をご希望の方は下記「その他特記事項」欄にご記入ください。</small>										
現行契約の満期日・保険会社名	<input type="checkbox"/> 現行契約あり(年 月 日) 保険会社: <input type="checkbox"/> 三井住友海上社 <input type="checkbox"/> あいおいニッセイ同和損保社 <input type="checkbox"/> 東京海上日動社 <input type="checkbox"/> 損保ジャパン社 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 現行契約なし										
その他特記事項	※連絡事項などあればご記入ください。										

保険会社使用欄

--	--

「日貨協連 貨物補償制度」は、「日貨協連」の会員連合会もしくは会員協同組合の組合員事業者、または提携する「交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)」の会員共済組合の組合員事業者の皆様のために、専用に設計された「運送業者貨物賠償責任保険」です。

- ご契約の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約条項によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約条項をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。
- ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。詳細については、引受保険会社のホームページをご覧ください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指示を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808(ナビダイヤル(有料)) 【受付時間】平日………9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

このパンフレットは「日貨協連貨物補償制度」の特徴を説明したものです。「重要事項のご説明」とあわせ、ご確認ください。契約内容についてご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

ホームページ：<https://www.ms-ins.com>

企業営業第四部第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL：03-3259-6639 FAX：03-3259-7371

【取扱代理店】

日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)

ホームページ：<https://www.nikka-net.or.jp>

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2-5(全日本トラック総合会館 9階)

TEL：03-3355-2035 FAX：03-3355-2037